

令和8年2月24日
尼崎市環境影響評価審議会
資料1

答申（案）

令和8年3月●日

尼崎市 市長
松本 眞 様

尼崎市環境影響評価審議会
会長 藤長 愛一郎

尼崎西宮芦屋港末広地区埋立事業に係る環境影響評価実施計画書について（答申）

令和8年1月16日付け尼環創第1542号で諮問のありました尼崎西宮芦屋港末広地区埋立事業に係る環境影響評価実施計画書について、慎重に審議した結果、別紙のとおり結論を得たので答申します。

以 上

尼崎西宮芦屋港末広地区埋立事業に係る環境影響評価実施計画書について（答申）

令和8年3月
尼崎市環境影響評価審議会

尼崎市環境影響評価等に関する条例に基づき、令和8年1月16日に尼崎市長から意見を求められた「尼崎西宮芦屋港末広地区埋立事業に係る環境影響評価実施計画書」について、技術的・専門的な見地から審議を行ったので、次のとおり意見を述べる。

1 尼崎西宮芦屋港末広地区埋立事業の概要・目的

尼崎西宮芦屋港末広地区埋立事業は、尼崎西宮芦屋港港湾計画（令和6年11月改訂）に基づき、尼崎市末広町の公有水面（約26ha）を埋め立て、RORO船のターミナルを作るもので、新たな物流需要に対応し、RORO船の定期航路を誘致することで、物流機能の強化とモーダルシフトを推進し、船舶大型化等に対応することなどを目的としたものである。

2 意見

（1）全般的事項

ア 事業内容を踏まえた環境影響評価の実施

現時点では、詳細な埋立工事の時期や工程、埋立土の搬入場所や経路等が決定していないことから、これらの条件を可能な限り明らかにしたうえで環境影響評価を実施するとともに、可能な範囲で環境保全のための措置を検討すること。なお、環境影響評価の実施までに事業内容が定まらないものがある場合には、最も環境影響が大きくなると想定される条件の下で、環境影響評価を実施すること。

イ 環境影響評価項目の選定

環境影響評価法の考え方にとらわれることなく、工事、存在及び供用の各段階において、現在及び将来の市民の良好な生活環境を確保するうえで必要と考えるものを環境影響評価項目として選定するとともに、事業計画・工事計画の具体化が進むにつれ、新たな環境影響が生じる恐れがあることが明らかとなった場合には、必要に応じて、手法の見直しや追加的な項目の選定を行うこと。

ウ 環境影響評価項目の区分

環境影響評価項目を保全措置項目として区分する場合には、環境影響が軽微である、または類似事例により影響の程度が明らかであるなど、その理由・根拠を示すことが必要であることに留意し、事業の実施により生じるおそれのある環境負荷とこれらを回避・低減するための環境保全措置を具体的に示すこと。

エ 調査地点等の選定

調査地点、時期及び頻度等の選定に当たっては、各環境要素の特性、事業特性及び地域概況等を踏まえて適切に設定し、選定理由を示すこと。

(2) 個別事項

ア 水質

尼崎港は栄養塩濃度の高さや閉鎖性の高さから貧酸素水塊の発生源になりやすいこと、また、現在でも環境基準を達成していない項目があることなどを踏まえ、本事業による周辺の水域へ影響について、適切な方法により調査等を実施するとともに、環境影響を回避・低減するための措置を具体的に示すこと。

イ 地盤変状

本事業は、既存の埋立地盤に隣接する形で新たな埋立を行う行為であり、隣接地に対して圧密沈下、水平変位及び側方変位といった地盤変状の影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、その影響を回避・低減するための措置を検討すること。

ウ 植物

事業実施区域周辺において、藻場をつなぐ再生プロジェクトが進められていること、また、海藻類は浚渫工事等に伴って発生する浮遊物質の影響を特に受けやすいことなどを踏まえ、本事業による植物への影響について、適切な方法により調査等を実施するとともに、環境影響を回避・低減するための措置を具体的に示すこと。

エ 生態系

外来種の混入した土砂の移動等に伴う生態系への環境影響を回避・低減するための措置を検討すること。また、護岸を整備するに当たっては、グリーンインフラの観点から、水生動植物の生育環境に配慮した護岸の整備を検討すること。

オ 景観

本事業は、現在、公園として開放されている尼崎の森中央緑地の東隣が荷役施設等に代わる行為であり、尼崎の森中央緑地から望んだ景観に影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、その影響を回避・低減するための措置を検討すること。

カ 安全性

事業実施区域周辺は現在でも交通量が多いことから、工事関係車両及び供用後の港湾事業関係車両等による交通量の負荷軽減策及び歩行者等への安全性の確保について、十分検討を行うこと。

(3) その他

本事業の実施に伴って発生する騒音、振動及び悪臭等について、住民から苦情等が寄せられないよう十分に配慮するとともに、必要に応じて住民説明会を開催するなど、住民とのコミュニケーションを図りながら事業を実施すること。また、本事業に起因する苦情等が寄せられた場合は、苦情等の解決に向けて誠実に対応すること。

以 上